

イスラエルのパレスチナ不法占拠は「入植者植民地主義」と国連報告官

モダン・ディプロマシー報道室

2022年10月28日

[Israel's illegal occupation of Palestinian territory, tantamount to 'settler-colonialism': UN expert - Modern Diplomacy](#)

イスラエルによる占領は違法であり、「入植者-植民地」状態と区別できない、これを終わらせるることは、パレスチナ人の自決権行使の前提条件である=パレスチナ地域の人権状況に関する国連特別報告官フランチエスカ・アルバネーゼ氏は10月27日、国連総会へ報告書を提出してこのように強調した。

報告書は「イスラエル軍の占領は55年以上にわたって、パレスチナ人の自決権実現を妨げ、その権利の各要素を侵害し、占領地の『脱パレスチナ化』を故意に進めてきた」と述べている。

報告書は、イスラエルの占領は、その民間人を逮捕し、編入、分断し、移送することでパレスチナの領土主権を侵害していると主張している。さらに報告書を要約した国連権利事務所のプレスリリースは「占領は、パレスチナ人の文化的存在を危険にさらしている」と強調。パレスチナ人のアイデンティティを表現するシンボルを消去または取り上げ、パレスチナ人の政治活動、運動、活動を弾圧することで、異質の支配と統制から自由になるためのパレスチナ人の組織化能力を侵害しているとしている。

戦略的な分断化

「これは要するに、占領地を植民地化する意図の証拠であり、占領地の『戦略的断片化』を通じたイスラエルの支配政策をはっきりと示すものだ」と報告書は述べた。

イスラエル・パレスチナ紛争の解決に向けた国際社会の政治的、人道的、経済的アプローチは、例外なく失敗している、と報告書は指摘している。

「これらのアプローチは、根本的な原因と症状を混同し、イスラエルの不法占拠に異議を唱えるのではなく、それを常態化することにつながる。これは不道徳であり、国際法の規制と救済の機能を無にするものである」と述べている。

パラダイムシフト

報告書は、イスラエル人とパレスチナ人の間の「紛争」という物語から離れ、イスラエルの「意図的な買収、隔離主義、抑圧的な入植者-植民地支配」を認識することを含む「パラダイムシフト」を求めている。

アルバネーゼ氏は、国際社会に対し、イスラエルの占領が入植者植民地的であることを正式に認め、非難するよう促した。

撤退をめぐって交渉せず

報告者はまた、不法占拠の即時停止を要求し、イスラエルに対し、植民地内の軍人とイスラエル民間人への支援をやめるよう求めた。またイスラエルの撤退をイスラエルとパレスチナの間の交渉の対象としないよう、すべての国に注意を促した。「パレスチナの政治的解決策に関する有意義な話し合いは、不法占拠が一旦解体されたときにのみ開始できる」と強調している。

アルバネーゼ氏のような国連特別報告官は、ジュネーブに本部を置く国連人権理事会によって任命され、特定の人権問題や国の状況について調査し、報告する役割を担っている。

（了）

「イスラエルによるパレスチナ占領は違法」と

国連委員会

モダン・ディプロマシー報道室

2022年10月21日

[Israeli occupation of Palestinian territory illegal: UN rights commission - Modern Diplomacy](#)

イスラエルによるパレスチナの占領は、その永続性とイスラエル政府の事実上の併合政策により、国際法の下で違法であると、国連が任命した調査委員会が10月20に発表した最初の報告書で述べた。3人の委員からなる委員会は、この問題を国連の最高裁判所である国際司法裁判所（ICJ）に付託するよう求めている。

委員会は、国際人道法の下では、戦時中の領土の占領は一時的な状況であり、被占領国の国家権や主権を奪うものではないと強調した。

国連の中核的原則

「事務総長および多数の加盟国による最近の声明は、一国による他国領土の一方的併合の企ては国際法違反であり、無効であることを明確に示している。先週、イスラエルを含む143の加盟国が、これを再確認する総会決議に賛成した」とナビ・ピレー委員長は述べた。

「国連憲章のこの中核的原則は、パレスチナ占領地の状況を含め、普遍的に適用されない限り、意味をなさなくなる」とも述べた。

同委員会は、国連総会に対し、国際司法裁判所（ICJ）に占領の法的帰結に関する緊急の勧告的意見を要請するよう求めている。

和解の「事業」研究

報告書の作成にあたって委員たちは、イスラエルがパレスチナの占領を続け、その一部を併合するために用いてきた政策と行動を検証。イスラエルがどのように「入植事業」を続け、進めてきたかに焦点を当てた。これには、国際法に反してこの地を永久に支配し続ける意図を示すイスラエル政府高官の発言も含まれる。

委員会は結論として、同領土を武力で占領し続けることでイスラエルは国際的な責任を負い、パレスチナ人の権利を、個人としても、また国民としても侵害している責任を負い続ける、と指摘した。

「国際法を無視して入植地を建設あるいは促進し、イスラエルの民間人を直接的あるいは間接的にこれらの入植地に移すことで、歴代イスラエル政府はこれらを既成事実化し、ヨルダン川西岸におけるイスラエルの恒久的支配を確保しようとしている」とピレイ委員長は述べた。

制限的な土地政策

委員会はまた、イスラエルによる土地と天然資源の収用と搾取、西岸地区で(さまざまな制約を課す)制限的な都市計画や区画整理の政策についても検討した。

報告書によると、土地はしばしば軍事目的で没収され、その後、入植地建設に使用されている。委員会は、パレスチナ人の建築物を入植の障害とみなし、没収、取り壊し、強制移住などの措置が必要であるとのべたイスラエル政府関係者の発言を検証した。

同様のプロセスは東エルサレムでも見られ、制限的な計画と区画割がパレスチナ人のための空間を狭める一因となっている。

「無言の害」とトラウマ

報告書は、清潔で安価な水へのアクセスなど、パレスチナ人の生活のあらゆる側面に影響を及ぼしているイスラエル政府の政策についても取り上げている。

すぐには明らかにならないが、多くの「無言の害」と心理的トラウマが存在するが、これらは経済的、社会的、文化的権利が侵蝕された結果あきたものである。こうした衰弱のプロセスは短期的にも長期的にも深刻な影響を及ぼすものであり、早急に対処しなければならない」とミロン・コタリ委員は述べた。

委員会はまた、占領と事実上の併合政策がパレスチナの人権にどのような影響を及ぼしているか、パレスチナの女性と子どもへの影響も検証した。

パレスチナ人に故郷から離れざるをえなくする「強制的な環境」は、パレスチナ社会を分断し、自己決定権を妨げていると報告書は述べている。

求められる国際的行動

報告書は、イスラエル政府の政策や行動の中には、自国の民間人一部を占領地に移すという戦争犯罪を含む、国際刑事法上の犯罪の「要素」を構成する可能性があると結論付けている。

クリス・シドティ委員は、「我々の報告書で検討されたイスラエル政府の行動は、対処すべき不法占拠・併合体制を構成するものである」「国際システムと個々の国家は、国際法の下でその義務を守り、行動しなければならない。この総会で、国際司法裁判所に付託することから始めなければならない」と述べた。

（了）